

令和5年度
じばさん兵庫SDGs推進事業
【募集要項】

産地企業向け

令和5年3月
兵庫県 産業労働部 地域産業立地課

(目 次)

1	事業の目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業の概要等	2
4	補助対象事業の要件	2
5	事業のスキーム	3
6	応募手続き等の概要	3
7	補助対象経費	4
8	補助事業者の義務（交付決定後に遵守すべき事項）	11
表1	提出書類	13
表2	審査項目	14

【様式】

様式1	事業実施申請書
様式2	SDGs推進宣言に係る誓約書

1 事業の目的

国内外からの観光客の入込が想定される2025年大阪・関西万博に合わせたフィールドパビリオンとしての展開も視野に入れ、SDGsの視点から地場産業のブランド価値を高め、地場産品の魅力向上を図ります。

2 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の(1)及び(2)に掲げる要件の全てに該当する者としてします

(1) 補助対象者が、県内に事業所を有する地場産業の中小企業（以下「産地企業」といいます）であること。

※地場産業：原則として下表「兵庫県地場産業一覧」に記載されているものをいいます。

※中小企業：中小企業基本法に規定する以下のいずれかの中小企業者をいいます。

- ・ 資本金の額または出資の総額が3億円以下
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下
- ・ 中小企業等協同組合等
- ・ 個人事業者

【兵庫県地場産業一覧】

業種		主産地		業種		主産地	
食料品	手延素麺（播州）	たつの市、宍粟市、姫路市、太子町		化学・雑貨	皮革	姫路市、たつの市、川西市、太子町	
	手延素麺（淡路）	南あわじ市			にかわ・ゼラチン	姫路市	
	乾麺	たつの市、姫路市周辺			ゴム製品	神戸市周辺	
	清酒	県内全域			ケミカルシューズ	神戸市	
	醤油	たつの市周辺			マッチ	姫路市、太子町、神戸市	
	姫路の菓子	姫路市			線香	淡路市	
	水産練製品	神戸市、明石市、加古川市、姫路市			神戸家具	神戸市	
繊維	播州織	西脇市周辺		そろばん	小野市		
	糸・染色	西脇市周辺		木工芸品	小野市		
	撚糸	西脇市周辺		杞柳製品	豊岡市		
	靴下	加古川市周辺		豊岡かばん	豊岡市		
	作業手袋	姫路市、加古川市		故織紉工場	高砂市		
	神戸アパレル	神戸市		真珠核	洲本市周辺		
	鎖	姫路市		真珠加工	神戸市		
機械・金属	ボルト・ナット	神戸市、姫路市		窯業・土石	出石焼	豊岡市	
	利器工匠具	三木市周辺			丹波立杭焼	丹波篠山市	
	家庭刃物	小野市周辺			粘土瓦	淡路市、南あわじ市	
	ゴルフ用具	市川町、姫路市			宝殿石（龍山石）	高砂市	
	釣針	加東市、西脇市周辺					

(2) 補助金の交付を受ける者として不適当な者でないこと

補助事業者が次の①から⑥のいずれにも該当しない者であること。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

- って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑤ 法人等が刑事告訴された結果、もしくは民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
 - ⑥ 公募の切の時点で、当事業にて市場獲得を目指す対象国の中に、国際連合安全保障理事会決議によって経済制裁が行われている国が含まれているとき。

3 補助対象事業の概要等

項目	要件
概要	<p>産地企業によるSDGsの実践に関する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新素材・技術・製造方法改良研究 ② 設備導入 ③ 商品開発（マーケティング調査含む）等 <p>※ マーケティング調査のみの実施は不可</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔取組イメージ例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アップサイクル[※]素材やサステナブル素材等の研究 ・試作品を製作するための設備導入 ・SDGsに資する新製品開発及び市場調査 等 <p>※ 廃棄物や不用品に新たな付加価値を持たせること</p> </div> <p>※ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン・プリンタ、文書作成ソフトウェア、デジタル複合機など）の購入費は補助対象外</p> <p>※ 具体的な補助対象経費は、個別のケースに応じて判断させていただきます。</p>
事業期間	令和6年2月29日まで
補助限度額	<p>200万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 認定にあたって審査があり、採択されない場合があります。 ※ 採択件数等により実際の補助額が限度額を下回る場合があります。
補助率	1/2以内

4 補助対象事業の要件

- (1) SDGsの視点から地場産業のブランド価値を高め、地場産品の魅力向上を図る事業であること。
- (2) 「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」（P11参照）において、令和5年度の補助事業完了までに、本補助事業における取組を明記した「SDGs推進宣言」の登録申請を行っていること。
 ※まだ宣言を行っていない場合は、様式2「SDGs推進宣言に係る誓約書」をご提出いただきます。
- (3) 事業実施期間内（事業開始～令和6年2月29日）に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了する事業であること。
- (4) 以下に該当しない事業であること。
 - ① 本募集要項にそぐわない事業
 - ② 公序良俗に反する事業
 - ③ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と

関係がある場合等)

④ 重複案件

- ・同一団体が今回の募集で複数応募を行っている案件
- ・県が助成する他の制度（補助金、委託費等）を活用している事業

⑤ その他応募要件を満たさない事業

5 事業のスキーム

兵庫県地域産業立地課			補助事業者	
1	募 集	→		
2		←	応募（事業実施申請書等提出）	
3	審査・採択（補助金配分額）通知	→		
4		←	交付申請	
5	交付決定	→		
6			補助事業実施	
7		←	状況報告（2回程度）	
8	状況確認（2回程度）	→		
9		←	実績報告	
10	確定検査・交付額確定	→		
11		←	補助金の請求	
12	補助金の支払	→		

※審査にあたっては、審査委員会を開催し、原則として申請者へのヒアリングを行います。

※補助事業完了までに「SDGs推進宣言」を行う必要があります。

6 応募手続き等の概要

(1) 募集期間

募集開始：令和5年3月31日（金）

応募〆切：令和5年5月10日（水）※当日消印有効

※応募が集中した場合、手続きが滞る可能性があります。特に〆切の間際などは多くの応募があり、集中することが予想されます。お時間には十分な余裕を持ってご応募ください。

※認定にあたって審査があり、採択されない場合があります。

※採択件数等により実際の補助額が限度額を下回る場合があります。

(2) 提出書類

表1（P13参照）のとおり

(3) 応募方法

下記宛に郵送とメールの両方でご提出ください。

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 産地皮革班
E-mail : chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp

(4) 審査

事業の採択にあたっては、審査委員会を開催し、原則として申請者へのヒアリングを行ったうえで、
P14参照 に基づく審査を行い、採否を決定します。

(5) 審査結果の通知・公表

審査結果（採択又は不採択）については、後日、事務局から申請者宛てに通知します。採択事業者については補助金の配分額を事務局から通知しますので、下記（6）のとおり補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

- ※ 採択となった場合でも、予算の都合等により希望金額から減額になる場合があります。
- ※ 採択となった場合には、事業者名、代表者名、所在地、採択金額、交付決定額、交付年度、補助事業計画名、補助事業概要を公表することがあります。
- ※ 採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(6) その後の事務の流れ

採択事業者は配分額に基づいて補助金交付申請を行い、提出された申請書に基づき、兵庫県が「補助金交付決定書」を通知します。この補助金交付決定をもって、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、兵庫県との協議を経て、事業内容、実施体制、事業規模、金額などに変更が生じる場合があります。また、交付条件を満たさない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

(7) 留意事項

「SDG s 推進宣言」について、次のいずれかに該当する場合は、補助金を受けることはできませんので、ご注意ください。

- ・ 本補助事業終了時点で、補助事業者によるSDG s 推進宣言の登録申請が行われていない場合
- ・ 補助事業者によるSDG s 推進宣言に本補助事業の取組が明記されていない場合

7 補助対象経費

(1) 要件

補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③ 証拠資料等（納品書、請求書、領収証等）によって支払金額が確認できる経費

